

「多剤投与の是正及び後発医薬品に関する普及啓発事業」 実施要綱

1. 趣旨

高齢者のほとんどは何らかの疾患を抱えており、日常的に薬を服用しているが、複数の医療機関から10種類以上の薬を投薬されている高齢者も1割存在し、多剤投与（ポリファーマシー）による医療費の増大や相互の副作用で健康状態が悪化したり、正しく服用されにくくなることが課題となっている。

あわせて、本県では、後発医薬品（ジェネリック）の普及率が全国で最も低く、普及に向けた対策が必要となっている。

上記課題解決に向けては、関係機関による取組とあわせて、高齢者へのアプローチも必要であることから、徳島県薬剤師会と連携し、広域的・効率的な啓発を図るため本事業を実施する。

2. 実施主体

公益財団法人徳島県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）及び、単位クラブ、地区老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会（以下「単位クラブ等」という。）

3. 協力

一般社団法人徳島県薬剤師会

4. 事業内容等

（1）県老連

- ・ 県段階における「多剤投与の是正と後発医薬品の理解促進」について学ぶための研修会の開催
- ・ 「多剤投与の是正と後発医薬品の理解促進」に関する講師派遣を希望する単位クラブ等に対する支援として、講師派遣に係る手続き、費用（講師の派遣に関する経費、会場使用料（原則として上限25,000円）、教材費及び県老連が必要と認める経費）の負担、日程調整、資料の調達等を行う。

（2）単位クラブ等

- ・ 単位クラブ等における「多剤投与の是正と後発医薬品の理解促進」についての講演会や研修会等の開催

(3) 留意事項

- ・ 単位クラブ（サロン等も可）または地区老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会が行う講演会や研修会等で、参加者が概ね20名以上のものとする。
- ・ 参加者は、老人クラブ会員の他、広く一般高齢者も対象とするよう配慮するものとする。
- ・ 令和2年9月1日から令和3年3月31日までの期間に実施するものとする。
- ・ 県老連は、講師派遣に関すること、会場使用に当たっての費用負担のみを行い、講演会や研修会等の運営に関する業務は行わない。
- ・ 支援予定数を超過した場合（または予算を超過）は、県老連において募集を終了するものとする。

(4) 申込及び実施までの流れ等

- ・ 講師の派遣を希望する単位クラブ等は、別紙「事業申込書」（様式1）に必要事項（行事名や希望日時、参加予定人数等）を記入の上、令和2年10月30日（金）までに県老連に提出する（ただし、希望日が11月30日（月）以前になる場合は、提出期限によらず希望日の1ヶ月前頃までに提出する。）。
- ・ 提出された申込書により、県老連において日程等の調整を行い、申込のあった老人クラブに通知・連絡するとともに、一般社団法人徳島県薬剤師会に講師派遣を依頼する。
- ・ 会場使用料が発生する場合は、県老連宛に請求書を送付し（請求書の宛名を「徳島県老人クラブ連合会」とする。）、県老連が支払い行為を行う。
- ・ 事業終了後、速やかに別紙「実施報告書」（様式2）を提出する。

5. その他

この事業は「公益財団法人徳島県福祉基金」の助成を受けて実施しています。

(様式1)

「多剤投与の是正及び後発医薬品に関する普及啓発事業」
事業申込書

年 月 日

○申込団体について

市町村名		クラブ等 の名称	
代表者名 連絡先	代表者名： ----- 連絡先：〒 電話		

○講師の派遣を希望する講演会・研修会等について

・行事名：			
・希望日：第1希望	令和	年	月 日 ()
第2希望	令和	年	月 日 ()
・講演時間：	：	～	： まで (分)
・実施場所：施設名			
所在地			
・参加予定人数：	名		